

第1回

新宿区次世代育成協議会

令和6年7月16日（火）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午前 9時30分開会

○事務局 本日は、3連休明けの、しかも足元のお悪い中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから令和6年度第1回の新宿区次世代育成協議会を開催いたします。

私は、当協議会で事務局を担当しております新宿区子ども家庭部子ども家庭課長の徳永でございます。本日はよろしくお願いたします。

最初に、この会の定足数の確認をさせていただきます。

(定足数確認)

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料1「第十期新宿区次世代育成協議会委員名簿（令和6年度）」、資料2「『新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～令和11年度）』の作成について（案）」、資料3「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年度～令和6年度）子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業 事業進捗状況一覧」、資料4「新宿区子ども未来基金の状況について」、資料5-1「令和6年度認可保育園・認定こども園等入園児童調べ」、資料5-2「適切な保育基盤整備の推進」です。

では、次に当協議会の会長であります吉住健一新宿区長からご挨拶申し上げます。

○吉住会長 おはようございます。区長の吉住健一でございます。大変お忙しい中、新宿区次世代育成協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本年度は第10期の協議会の2年度目に当たります。第10期の協議会では、令和7年度からの次期新宿区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けまして、協議会及び部会におきまして闊達なご審議をいただいているところでございます。この計画に基づきまして、全ての子育て家庭が子どもを安心して産み、育てられるよう、きめ細かな支援を行うとともに、全ての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちの実現を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

先日、歌舞伎町に集まっている家出少年少女と面会する機会をつくりまして、そこで意見をいただきました。なぜ歌舞伎町に来ているのかというと、やはり地元のまちで居場所がない、中には一時保護所に入った子もいるようで、一時保護所の対応を改めてもらいたいなど、具体的な話をいただきました。

今回、この計画を皆様と策定するにあたり、それぞれの自治体で計画がきちんと機能していれば、そういう子どもたちの地元で受入先があって、家出をしなくても必要がないものと考

えます。

ただ、そうはいつでも、新宿にいても補導されるので、あちらこちらを回りながら動いているという状態もあるようです。

そういう状況ですので、新宿で生まれ育っている子どもたちについては、まずこの計画に基づいてしっかり対応していくということと、ほかの自治体でもきちんと対応していただくために、親や学校、地域、子育て支援施設で子どもを見てもらえるような環境をつくっていくモデルケースとして展開していくことができればと思っております。

日頃から各地域や団体の方々に子どもたちを見守っていただいております、そうした事態が少なくなっているという状態は、本当に皆様のおかげだと思っております。今後も私も全力を尽くしてまいりますので、どうか本協議会の構成団体の皆様にもご支援のほどをお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

では、次第の3、議題に入らせていただきます。

ここからは、会長である区長が司会を務めます。よろしくお願いいたします。

○吉住会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～令和11年度）」の策定についてです。事務局より説明をお願いします。

○事務局 では、子ども家庭課長よりご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。

第三期の計画は、令和7年度から11年度までの5年間の計画であり、第二期計画の最終年度である今年度に、策定作業を進めております。

策定に当たり、新計画では策定方針を設けまして、その上で計画の骨子を作成し、その骨子を土台として素案をつくってまいります。この素案をパブリック・コメント等でご意見をいただいくという段取りで進めてまいろうと思っております。

まず、計画書の構成についてです。3つの章と資料編での構成を考えております。

第1章では計画の基本的な考え方、第2章では目標別の取組の方法、第3章では教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策、そして資料編という構成です。

本日は、第1章、第2章に関しまして、策定方針を踏まえた骨子をお示ししてまいりますので、ご議論いただければと存じます。

なお、第3章については、次回以降の協議会でご協議いただきたいと考えております。

次に、骨子案についてです。

新計画のうち、第1章、第2章について、策定方針を踏まえて骨子案をまとめております。別紙1をお開きください。

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）骨子案といたしましては、策定方針として、新宿区が掲げている総合ビジョン「子育てコミュニティタウン新宿」の実現に向けて、子育てしやすいまちの実現を考えております。

今回の計画をつくるに当たって、大きく4つの視点を掲げており、「①子どもの権利を大切に、子どもの幸せを第一に考える視点」、「②子育て家庭の多様なあり方を尊重する視点」、「③子育てを社会全体で支援する視点」、「④サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点」といった視点です。こういった視点で区の事業を考えて、施策目標として4点掲げており、目標1「未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます」、目標2「健やかな子育てを応援します」、目標3「きめこまかなサービスですべての子育て家庭をサポートします」、目標4「安心できる子育て環境をつくります」といった施策目標です。これら4つの目標を掲げて様々な事業を推進してまいりたいと考えております。

資料右側には、第1章の構成について記載しています。この計画の位置づけや計画期間、新宿区の人口や世帯数といった状況、それから先ほど申し上げました総合ビジョンを掲げた上で、次に基本目標と基本指標というものを示してまいりたいと考えております。

基本目標といたしましては、子育てしやすいまちの実現として、5年に1度の調査の中で数値目標や基本指標の数値を把握していくことを考えております。数値目標（案）の「子育てしやすいまちだと思う人の割合」ですが、目標65%に向けて、今回の調査結果から十数%上げていかなければならないという、少し大きな目標なのですが、それを目指して進んでまいりたいと考えております。

もう一点、今回新しい試みといたしまして基本指標というものを設けようと思っております。子どもの自己肯定感の高さについて、8割ほどの数字が今回の調査結果と見ておりますので、この数字を今後も継続的に把握していきたいと考えています。

資料2の3ページをお開きください。

「①数値目標として設定する数値」ですが、子育てコミュニティタウン新宿の実現に向けて、新宿区は子育てしやすいまちだと思う人の割合を65%に設定して頑張っていきたいと思っております。

上の表ですが、平成15年度当時からの数字を拾ってきており、段々と上がってきました。

ところが、残念ながら、平成30年度から令和5年度のところを見ていただきますと、数字が下がっています。しかしながら、この65%という目標を第3期の計画においても設定して取り組んでまいりたいと考えているところです。

「②新たな基本指標の設定」です。こちら、この次世代育成協議会や、その下に置かれている部会などで、令和5年度の調査結果について、親の満足度だけではなく、子どもの満足度をはかってはどうかというご意見を頂戴したところです。

そこで、子どもの満足度の表れを自己肯定感の高さと捉えまして、これまでも計画策定の土台としてきた、子ども自身が健やかに自分らしく成長していくことが子育て支援の原点であるという考え方を見える化して、子どものウェルビーイングをはかる指標として、この自己肯定感の高さを設定してまいりたいと考えております。5年ごとの調査で状況を確認していくという扱いにしたいと思っております。

なお、自己肯定感については、令和5年度調査で「自分のことが好きだ」、「自分は家族に大事にされていると思う」、「自分は友だちに好かれていると思う」、「自分にはやればできる力があると思う」、「がんばれば、みとめられると思う」という5つの設問について、「とても思う」、あるいは「思う」と回答した割合を平均化したものとして考えております。

その下に、こちら平成30年度も同じような設問がございましたが、それと直近の数字との平均の数字を並べて書かせていただいております。

次のページへ進んでいただきますと、国でも同じような数字の拾い方をしまして、国では目標70%というような形で設定していると伺っています。

次に、「3 子どもや子育て当事者等からの意見聴取」ですが、昨年4月に施行された子ども基本法の中で、子どもに関する施策の策定や実施、評価に当たっては、子ども自身の意見も反映させることに努めるようにとされております。

新宿区においては、従前からこの計画策定に当たって、子どもたち、具体的に言えば小学校5・6年生や中学生、高校生相当の年齢の方などへの大規模な調査を行い、それを踏まえて計画はつくっておるのですが、それに加えてさらに子どもWebアンケートというものをパブリック・コメントと併せて行ってまいります。

子どもWebアンケートについて、4ページの中段から記載がございますが、区内在住・在学・在勤の小学校5・6年生、中学生、それから青少年（15歳～17歳）、これはおおよそ高校生相当年齢と考えていただいてよろしいかと思っておりますが、こういった方々を対象に、インターネットサイトを使ったアンケートをしてまいります。

ネット調査になりますので、あまりたくさんの質問数をつくりにくいというところもございます。そのため、そこに掲げている5つほどの角度で、これは設問そのものではなくて、こういったジャンルからの設問をつくってまいります。11月から2週間程度の期間で、この子どもWebアンケートを行ってまいります。

そのほか、「(2) 子育て当事者等からの意見聴取」として、パブリック・コメントを実施するほか、区民向けの説明会も開催してまいります。

この区民向けの説明会に関しまして、子育て世帯の当事者の世帯の方々は、今回の調査などでも共働きのご家庭が大変多くなっているというところもございますので、対面による開催と併せて、オンラインによる説明用動画の配信というものも今回から始めていきたいと考えています。

パブリック・コメントといたしましては、11月15日から12月16日まで、区民向けの説明会につきましては11月18日の昼間と19日の夜という設定で行ってまいります。また、オンライン配信による説明動画については、パブリック・コメント期間に併せて実施してまいりたいと考えているところです。

このほか主なスケジュールについてご紹介してまいります。

本日、この協議会で骨子がまとりましたら、9月にもう一度この協議会を開催させていただきまして、計画素案そのものの協議をしていただければと思っております。

10月1日に政策経営会議として、こちら庁内での意思決定のタイミングでございまして、ここで素案を固めて、パブリック・コメントや区民向け説明会を行ってまいります。

2月にまたこの協議会を開かせていただいて、3月に最終的な計画としていきます。

別紙2をご覧ください。左側のページは、4つの目標と、それに連なる18の施策でございまして、右側のページに、それぞれの施策に連なっていく様々な事業について、主なものを掲載しています。このページの赤くなっているところは、第3期の新しい計画から位置づけていこうと考えている事業です。

説明については以上です。

○吉住会長 それでは、説明が終わりました。

続きまして、昨年度より新計画素案を検討・作成していただくことを目的として、部会を設置させていただいております。6月24日に開催しました令和6年度第1回部会において、新計画の骨子案等について議論されたと伺っております。部会での意見等について、福富部会長からご報告をお願いいたします。

○福富副会長 部会の部会長を務めさせていただいております福富です。

今、お話しいただいたように、6月24日に第1回の部会を開きました。部会に先立ちまして、部会の皆様にあらかじめ事務局で作成いただいた骨子案の基となる策定方針をあらかじめ送付いたしまして、その内容を検討いただいて、そして部会でそれを再度検討するという運びで会を開いてまいりました。いろいろ検討いただいたわけですが、主な意見といたしましては、今回初めて設定する子どもの自己肯定感の高さという問題につきまして、いろいろなご意見がありました。

自己肯定感、聞き慣れないような聞き慣れた言葉で分かるような感じですが、改めて何かと言われるととても難しい、主観的な概念であります。心理学でも、これに対する基本的な定義というものはまだまだ十分に定まっていません。

いずれにしても、自己肯定感ということですので、簡単に言うと、主観的ではありますが、自分のことをどのくらい肯定的に見ているか、ポジティブに自分を捉えているかということでもあります。

今回につきましても、この自己肯定感を計画の中に設定しようということは提案があったのですが、具体的にどういう形でそれを設定していくのか。今申し上げたように、自己肯定感というのは極めて主観的で、それをどう定義するかということもまだ定まっていないところであります。そこで、自己肯定感につきましては、具体的な質問として、例えば自分のことが好きである、自分は家族に大事にされているなど、5つほどのそういった具体の質問を設定いたしまして、それに対してどのくらいの割合でこの5つの項目が肯定的に受け止められているのかということから、とりあえず新宿の青少年の自分に対する気持ちがどうであるのかという傾向を概略としてつかんでいこうということから始めようということで、今回はとにかくそれを質問項目の中に入れて、傾向をつかんでいこうということで話が進んでまいりました。

さらに、今回の一つの眼目として、ウェブ形式でのアンケートを実際に子どもたちに実施してみたらということが提案されたわけですが、これにつきましてもただウェブ上で行うだけではなくて、対話的な形でやり取りをしていくことのほうが大事ではなかろうかという意見が特に部会の中で大きく主張されました。

しかし、これにつきましても、対話的なところで大量のデータを取ること、その機会をどう設定するか等々もありまして、非常に難しく、これは今後の課題とし、とにかく今回は対話というよりも、もっと子どもたちにとって身近と思われているウェブという形でそ

の意見を聴取してみたらどうかということで、部会の意見を本日の会に提起してみようということになりました。アンケートの結果をどのように生かしていくのかということが非常に大事な眼目ではなかろうかと私は思っております。

このようなことで、新しい形で調査がなされるわけですが、実際にどういう形で周知させるかということについても部会で議論がなされました。特にアンケートの対象、在学・在勤を含むということもありますので、それをどのように徹底して子どもたちに周知させるかということについても、いろいろと議論がなされたところであります。

実際にはポスター等々だけではなくて、いろんな形で、いろんな機会に、いろんな場所で子どもたちにその調査の意図、そして目的等々が伝わるような情宣活動をしていけたらという形で、部会でまとめたわけでありまして。

以上が部会の結果であります、なかなか具体的に新しい形でどういう提案がなされるかということは、まだまだ議論が必要かと思っております。今日も皆様のほうからその点に対して活発なご意見がいただければ、また部会でそれを基に議論をして、先の展開へと進めてまいりたいと考えております。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明、また福富部会長様からの部会での意見等の報告をいただきました。委員の皆様からのご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。ご意見、ご質問ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、本日のただいまの説明と報告を受けまして、新計画の骨子案につきましては大筋で了承されたということで進めさせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、計画の骨子については、事務局で本日の状況を踏まえて、またご意見等出ましたら修正させていただく部分もあろうかと思いますが、その点についてはご一任をいただきまして、そのことを福富部会長にご確認いただきながら進めていくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

続いて、報告事項（１）新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和２年度～６年度）及び子どもの貧困対策における事業進捗状況（令和５年度実績）について、説明をお願いいたします。

○事務局 では、資料３につきまして、子ども家庭課長よりご説明申し上げます。

こちらは、今なお進行している第二期の計画の状況についてまとめたものです。あわせて、

子どもの貧困対策に資する新宿区の事業というものと、子ども・子育て支援事業計画の事業と、両方を一表の形でまとめているものです。

こちら、全部で306事業が載っているのですが、子ども・子育て支援事業計画は292事業、子どもの貧困対策に資する新宿区の事業は171事業あって、両方に該当するものもございませので、この表の中には306の事業が掲載されています。令和5年度の実績を中心にまとめています。

事前にお目通しいただいているかと存じますので、ご質問をいただく中で回答させていただきたいと思っております。説明としては以上です。

○吉住会長 ただいま説明がございました（1）の新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年度～6年度）及び子どもの貧困対策における事業進捗状況（令和5年度実績）について、ご意見やご質問をお伺いしたいと思います。

ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員 学童のことにしてお聞きしたいと思います。

昨年度、学童の運営を委託されていたW社が、区に虚偽報告をし、契約解除となったと思います。そのため、多くの学童で本年度委託事業者の変更ということがなされました。新年度が始まり約3か月ですが、新しい委託先になり、多くの問題が起きていると新宿区学童保育連絡協議会のほうには報告が上がってきていますが、区のほうでは何か問題があるということ報告があったり、把握していることはございますでしょうか。

○吉住会長 何か具体的な項目というのは上がってきているのですね。

○委員 そうですね。

○吉住会長 それは、できればおっしゃってください。

○委員 まず、区のほうで何か問題があるということは把握されているということによろしいですか。

○吉住会長 それでは、担当のほうからお願いいたします。

○事務局 子ども家庭支援課長です。

今、お話がありましたように、今年度から新たな事業者による委託を開始した学童クラブがいくつかございますが、全国的に人手不足である中、当初お約束した人数を集められないといったようなご相談が事業者からもございました。そこで、お子さんの出席率が7割ぐらいですので、ご登録いただいている学童クラブの児童数ではなく、実際に出席しているお子

さんの人数で契約変更をしたというようなことがございます。

○吉住会長 何か苦情とか、保護者の方からいただいているものはありますか。

○事務局 いくつかの学童クラブの保護者の方からご連絡をいただいているのですが、当初、お子さんを帰す時間を間違えてしまったことがあったという報告は上がっております。

○吉住会長 そのような報告はいただいているということですが、新宿区学童保育連絡協議会にもご意見が来ているということなので、具体的に教えていただければ改善に向けて取り組みたいと思います。

○委員 今回のプロポーザルで、L社が、今まで2か所だったところから今年度から6か所の委託という形になっています。そのうち、W社からの変更は3か所で、ほかの事業所からの変更が1か所ということなのですが、このような急激な委託数の増加により、先ほどおっしゃっていたと思いますが、人員不足が発生しています。子ども自身が、先生が去年より全然いないという状況を感じ取っていますし、もちろん保護者も少ないのは感じています。人員が不足することによって、現場が大混乱しているという報告が新宿区学童保育連絡協議会のほうに上がってきています。

先ほどおっしゃっていた登退室管理ができていないという点について、これは保護者としては一番の問題ではないかと感じております。児童の安全を守るために、登退室の管理というのはとても重要で、例えば遅く帰してしまったとか、そういうことであればとりあえず身柄は確保されているので問題ないのですが、学童に登室するはずが登室していなかった、帰してはならない時間に帰してしまったということがあります。

当初というお話を先ほどされていたと思うのですが、今も時々あるという話は上がってきていまして、これから夏休みに向けてかなりの児童が朝から夕方まで学童を利用すると思うのですが、夏休みを前に保護者には不安とちょっとした怒り、このままで大丈夫なのだろうかという気持ちが多くあります。現場は大混乱という状況で、学童も学校のような、学童崩壊のような状況になっているという話も上がってきております。

先ほど人員の不足が発生しているということで、事業所のほうも募集はたくさんかけているらしいのですが、それでも人員が集まらないということで、先ほどもおっしゃっていたと思うのですが、契約を見直して、契約をし直したというお話だったと思います。プロポーザルの提案では、8人配置しますというところが4人になっているという学童もあると聞いています。それは決して法律上は問題ない人数なのですが、プロポーザルを行う時点で8名ということで、そのために保護者、選定する方も選んでいるわけです。それをプロポーザルで

決まった後に、しようがないのかもしれないのですが、人が足りないからという理由で保護者に何の報告もなく事業者と区のほうで、保護者の気持ちとしては勝手に契約を変えられてしまったという気持ちがとても大きいです。

そして、40人につき2名という形で今法律が決まっています、そういう状態、最低限の状態が契約が変更されていると聞いております。それが合っているかどうかは私のほうでは分からないのですが、そのように報告自体は上がってきています。

しかも、新宿区では児童40名につき2名のスタッフがつくようになって、先生がつくようになっていくのです。どちらも2名とも資格を持っている者という形で最初契約を結んでいるのですが、6月にはそれさえも集まらないから、1人だけ資格があればよく、1人は無資格でもよいという話にまた契約が結び直されているという話も来ていて、それを保護者が事業所のほうにどうなっているのですかと問い合わせたら、事業所のほうからは、実は人員が集まらなくて、こういう形で新宿区と契約を結び直しましたという報告はあったらしいのですが、新宿区のほうから説明は一切ないということでした。議会を通して決定されていることなのでしょうから、議会側が承認しているからいいとお考えなのかもしれませんが、改悪されていると思います。

そのような状況で、保護者に説明がないというのはやはりちょっと怒りを覚えるというのも聞いております。プロポーザルのときの提案から人数が変更されているということになりますと、プロポーザルで選定する意味があるのかということも一つあります。

また、プロポーザルをするときに区としてL社がかなり手を挙げているというのを把握されていると思うのですが、そのときに区は、こんなに委託されても、人員として集められるのですかという確認をされたのか、それともされていないかということもお聞きしたいです。保護者にもプロポの参加の機会があるのですが、保護者にはL社がどこで手を挙げているかは分からない状況になっています。そういったところを把握できるのは区でしかないと思うので、最終的には区にその辺りのことをしっかり管理していただかないと、今後もこういうような問題が起こりかねないと思うのですが、どうお考えなのかをお聞きしたいです。

○吉住会長 まず、責任者としておわびを申し上げます。利用者の方に制度が変わったということは説明すべきだと思いますので、その点につきまして行き届いていない面がございましたら大変申し訳ありませんでしたということを利用者の方に申し上げたいと思います。

それから、全国的に人手不足の状況がある中で、全員の資格者で行うというのは新宿区だけの特殊なルールになっていました。そこを通常法律に近づける形に改正したというのが

今回の議決をいただいた案件であります。

ただ、そのことにつきましては、これまで有資格者のみで進めるということを行ってまいりましたので、前任であったW社がそのことに耐え切れなくなって、さらに荒川区のほうで出している報告書の中では、新宿区は特殊な要求を自分たちに繰り返してきたというようなことも記載されていまして、それが公文書として出されています。そのような状況もありましたので、今回のような法律に近づけた基準に改正をお願いしたという過程がありました。その過程についての説明が十分にできていなかったということについては、大変申し訳なく思っています。

それから、契約に至るまでのプロポーザルの手続については、担当のほうから説明させていただきます。

○事務局 子ども家庭支援課長です。

昨年度、プロポーザルを実施させていただきまして、L社だけではないのですが、ほかの事業者さんもいくつかのプロポーザルに手を挙げていたという実態はございます。その実態があるものを、選定評価委員会の中で知り得ることができたのは、おっしゃるとおり区の職員だけでございます。

ですので、ただ、プロポーザルに参加していただいているときには、事業者名を伏せてご参加いただいております。そういった中で、たくさんの方に手を挙げているという実態がございましたので、区の職員で選定評価委員になっている者、私以外にもほかにもおりますが、そういった者からはいくつも手を挙げている中で本当に人を用意できますかとか、どういった形で人を集められますかというようなことは、選定評価委員会の中できちんと聞いてきております。

選定評価委員会の中以外で聞くことはルール違反になってしまいますので、評価委員会の中できちんとそういったことは確認をしてくれているところでございます。

○吉住会長 状況についてはこういったことでございました。

委員から、何か続きのご発言があればお願いします。

○委員 そうしましたら、区長から利用者にそういう説明がなかったのは申し訳なかったということだったので、今後、今回の件に関して説明の場を設けていただけるということでしょうか。

○吉住会長 はい、どうぞ。

○事務局 子ども家庭支援課長です。

先ほど区長から申し上げましたが、第2回の定例会で学童クラブの基準条例の改正につきまして議決を頂戴しておりますが、それを踏まえた後の40対2のうちの1人を無資格者にするといった形での契約変更は、まだどの事業者とも結んでおりません。今、ご相談いただいておりますのが、1つの事業者さんからはご相談いただいておりますが、実態としては9月1日付の契約変更ができないかというところでお話を伺っているところです。ですので、そちら様のほうに苦情が行っているということで大変申し訳ないと思っておりますが、実態は少し違うのではないかと考えております。

それで、条例改正があつて、今後変更がある場合につきましては、入退室管理システム「安心でんしょばと」を用いて、メール配信機能もございますので、利用者の皆様に説明の場ではなく、報告といった形でお知らせをしたいと思っております。

○吉住会長 今、メールの配信の機能の話がありましたが、どういうものなのか、詳しく説明をお願いします。

○事務局 子ども家庭支援課長です。

令和5年度から学童クラブ、それから放課後子どもひろばのひろばプラスというところに導入させていただいておりますが、お子さんが学童クラブにいらしたときに、お子さん一人一人、連絡帳をお持ちですので、連絡帳のところにいわゆる二次元コードを貼り付けてあります。それをiPadで読み取りますと、保護者の皆様にお子さんの入室情報がメールで送信されます。また、帰るときも同様です。それ以外にも、緊急の連絡を行う場合がございますので、これまでは電話での連絡を行っていましたが一斉メールの配信ができるようなシステムを令和5年度から導入させていただいたものでございます。

○吉住会長 そうした仕組みをくぐり抜けて退室してしまったり、あるいは保護者からこの時間まで預かっていてくださいと言われていたのが、施設側の事情で追い返してしまったというのが先ほどの委員からのご指摘だったのかなと思うのですが、そういった事例があつてはいけないと思います。そこはしっかり気をつけてもらうということと、あとお子さんが自主的な判断の中で退室してしまった場合、そこは施設側でご本人が帰ると言っているのを引き止めるということも非常に難しいところもあろうかとは思いますが、そこは、親子の間でどういうコミュニケーションが取れているかというのもあるかと思いますが、施設側の事情で一方的に追い出してしまったということであれば大変な問題だと思います。

一方で、友達と約束があり早く抜きたいなど、いろんな事態も起きようかと思っておりますので、それについては入退室のところの二次元コードでしっかりメールが配信されるようなプロセ

スを通じていただければ、保護者の方には退室したことが伝わっていくという仕組みに令和5年度からなっているということの説明であったかと思えます。

この機能がうまくどこまでできているのかということが、もしかしたらあるのかもしれませんが、事業者のほうにはそうしたことが起きないように、しっかりとまた情報交換などしていただければと思っております。

あと、先ほど私のほうからは、年度途中でのルール変更があったということについては申し訳ないと申しあげました。条例改正したことによって、そういう契約変更が可能になったという段階でありますので、今後実際に契約変更に移行する場合、そういったことが生じた場合、その場合には事前に報告をさせていただきますということで、今回答がありました。

それ以降、そのほかに何かご意見があればお願いいたします。

○委員 先ほど事業所が追い返したみたいな表現があったと思うのですが、事業所が追い返すことはないと思います。結局、管理ができていないという状況が生まれているということで、それは一気に事業所が変わるということは、先生も全部、そこで働いている先生も基本的に全部変更になるので、4月1日に全員先生が代わるということになります。そうすると、また少し違う問題なのですが、新宿区は学童の大規模化というものが起きていると思います。新宿区で定員が100人以上の学童クラブというのは結構ありまして、そうなると、いくら40人に2人の先生を配置したとしても、その100人の顔を、4月の最初の1週間ぐらいで全員覚えるということとは不可能ではないかと思えます。

そうした中で、例えば、子どもたちの何人かが一斉に帰ってしまった場合、顔が一致していれば確認することができるのですが、顔が一致していない状況でそれを把握するというのはとても難しいと思っております、やはり大規模化というものは一つの問題なのではないかと思っております。

もちろん、新宿区は場所が足りないので、今ある施設を少しずつ増やして、場所を増やすというより面積を増やして、定員を増やすという形で学童の定員を増やしていただいています。それはとてもありがたいことなのですが、大規模化による弊害というのがやはりここに来て起こってきているのではないかと思えます。

なので、一気に委託先が変更になって、大規模学童クラブの場合、なかなか先生が子どものことを把握するのに時間がかかるという問題も一緒に起きてきて、登退室の管理も難しいということになっていると思います。

○吉住会長 貴重なご意見ありがとうございました。ご指摘に基づいて配慮した対応ができる

ように取り組んでいきたいと思えます。

そのほか、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 おはようございます。

私は、今、青少年育成委員会ですと活動を行っております。昨年ぐらゐから事業を行う際にミャンマーやカンボジアなどのお子さんの保護者の方がPTAとして参加することが多いです。

ただ、習慣や言語の問題があります。やはり私たち受入れ側も、英語が話せません。今は翻訳機がありますので、それを使っておりますが、ぜひとも区や教育委員会のほうから何らかの支援をお願いできないでしょうか。

それから、小学生までは新宿にゐるのですが、中学になるとやっぱり住宅費や学費などがかり、また、住宅事情も狭くて、新宿から出てゐる方がゐます。

こういったことに関して、新宿区では、何か補助金があったのではないかとと思えますが、そのようなものは来年の事業に予算化できないでしょうか。

○吉住会長 それでは、まず教育委員会のほうからお願いできますか。

○事務局 教育調整課長です。

学校を通じて保護者の皆様方に様々な地域の取組等については国籍を問わず保護者の方に周知をさせていただいてゐるところです。学校も外国籍の保護者の方とコミュニケーションをどうやって取っていくか大変苦慮してゐるところがございますが、その際、お子さんたちが日本語に慣れることが早いので、子どもたちを介して保護者の方にもご連絡を差し上げたりしてゐるところもございます。

引き続き教育委員会といたしましては、学校を通じて必要な情報については各ご家庭のほうにお流ししたいと考えてゐます。

○吉住会長 2点目の子育て支援政策について、それでは都市計画課長、お願いします。

○事務局 都市計画課長です。

都市計画部の中には、様々な区立住宅がございますが、その中の一つとして特定住宅というものがございます。こちらにつきましては、今、委員がおっしゃられたように、成長に合わせてご家庭のご都合で転居されることもあるのですが、引き続き新宿区に住んでもらいたいということで、現在は二十歳未満の児童を扶養する世帯に対する住宅の確保策として特定住宅をご用意しておりますので、ぜひご活用いただければと思えます。

○委員 それは、所得制限があることと思います。

お子さんを3人ぐらいまで育てているご家庭であれば、所得については限度額なしで入居できればありがたいと思います。

○吉住会長 ありがとうございます。

国や東京都の制度もだんだん変わってきており、東京都では高校生までは実質的な無償化が行われています。ただ、東京都以外から、無償化に関する様々なご指摘をいただいたりしているところなのですが、現在のところ、都政として、都内で住み暮らしている人が、なるべく子育てを苦にして都外に流出しないようにということで政策を進めています。私どものほうも入学祝金を小中学生の場合には出させていただいたり、他の区にはない取組を行ったりしています。実質的にお役に立てるようにしながら、子育て世帯が住み続けてもらえるように、取組をいろいろチャレンジしていきたいなと思っております。ご指摘ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○委員 いつもお世話になっています。

落合第二地区では、夏休みに子どもたちを連れての宿泊事業を毎年計画していて、コロナ禍の間を除いて、今年30周年になると思うのですが、そのうちの二十何年、毎年子どもたちを八ヶ岳に連れていっている事業があります。

今まで引率は、委員をはじめ、地域のボランティアなどが付き添って行っているのですが、今年になって一部の保護者の方から、セクハラやパワハラについてのコンプライアンスの問題はどうなっているのか、そういう講習は受けているのかというご質問がありまして、今までは地域の方々の善意でそういうことを心配することなく引率をしていました。確かに、最近いろいろ問題になることも多いですし、考えなければならぬ問題だと思うので、例えばそういう講習や指南書などがあればと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 子ども家庭課長です。

青少年育成委員会のほうでいろいろ宿泊の事業を行っていただいて、誠にありがとうございます。これまでも地域のボランティアな精神の中で、実際に、多くの子どもたちを泊まりに連れていくというのは、これまでも非常にご苦勞があったかと思えます。

先日、区内には10個の青少年育成委員会がございますが、その会長の皆様方にお集まりいただく会長会の中で、新たにボランティアを受け入れる際に注意したい点をまとめた資料を

お配りしたところありがとうございました。そういったものをまずはご参考にさせていただいたり、なお何か資料が欲しいということであれば、青少年育成委員会会長会の事務局である子ども家庭課で探させていただきたいと思いますので、お声がけいただければと存じます。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 ありがとうございました。

そのほか、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 今回は不登校の問題について、お聞きしたいと思います。

新宿区では16番の事業として「不登校児童・生徒への支援」とありますが、今、全国で約30万人の子が不登校となっています。不登校児がどうして不登校なのかについて、今まではいじめが不登校の原因ではないかと考えられていたのが、今回、国で調査した結果だと思うのですが、いじめではなくて、学校になじめないなど、いじめではないそのほかの要因が多いのではないかとということが分かってきました。東京都などはフリースクールの助成を行うなどして、フリースクールをもう一つの居場所として認めていくような形になってきていると思うのですが、新宿区としてはフリースクールの位置づけをどう考えているのかお聞きしたいです。また、ここにはフリースクールと連携を図っていきますと書いているのですが、フリースクールに対して、今後、助成をしたりとか、何か補助金を出したりといったことを考えているのかというのを教えていただきたいと思います。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 教育指導課長です。

まず、1点目のフリースクールの位置づけについてです。

多様な教育機会を確保するということで、その多様な子どもの居場所、それから絆づくりとして、フリースクールの位置づけというのは本区でも、それから国や東京都も認めるという方向です。ただ、どのような施設なのか、それからどのような教育活動が行われているのかということ、学校と、保護者と本人と、それから施設の代表の方としっかり連携を取ってやっていくことの確認が取れて、大丈夫だということであれば出席も認めるというような形で進めております。

2点目の、フリースクールの助成についてです。東京都は、アンケート等に回答すると2万円程度の助成をするというような形を取っているところです。本区においてもどのようにするかといったことについては、まだ具体的なところは考えてはいないのですが、国や東京

都の動向を見ながら研究していきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

私の知っているフリースクールは、新宿区内のフリースクールではないですが、既に100名通っている方がいらっしゃいます。それだけ子どもが学校と違う場所に居場所を求めているということだと思うので、ぜひフリースクールをもう少し活用するという方向に動いていただけたらと思います。

あと、フリースクールというのはピンからキリまでであると思うのですが、実はお金が結構かかります。東京都は、不登校児を対象としたフリースクールに通う生徒に関して月2万円の助成を行っていただいているのですが、フリースクールは2万円では賄えない金額です。

ここで思うのは、経済的な事情でフリースクールに子どもを通わせることができないご家庭はほかにたくさんいるということも事実です。学習の機会に経済格差が持ち込まれているような状況だと思いますので、その点も考慮していただけたらと思います。

○吉住会長 ご意見ありがとうございました。

そのほか、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 今の不登校の件で、私も追加で同じお話になるのですが、経済的に苦しい世帯のお子さんが不登校になった場合に、学校外の施設、フリースクールに通うのはほとんど困難です。フリースクールは何万という金額を普通に払わなければならないくて、でもその分、すごくケアが丁寧で、メンタルケアまでしていただけたところなどがたくさんあると聞いております。ただ、そのお金が出せる層というのは本当に一部で、一番ケアが必要な、お金が出せない層のお子さんのところが学校以外の選択肢がないという、そのまま本当に落ちていってしまうという心配があるので、特にそこを特化してご検討をいただけたらと思います。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 教育指導課長です。

東京都の調査で、フリースクールの平均的な授業料が4万3,000円ぐらいという結果が出ております。そして、保護者の9割が負担を感じているといったところもあるとお聞きしております。今お話があったように、経済的な理由で通えない方がいる可能性もあるということ、経済支援の必要性も承知しているところです。

そこで、区としては、先ほどもお話ししたとおり、東京都や国の動向もしっかり見据えながら、いろんなことを研究していきたいと思っております。

また、本区では学校では学べないお子さんについては、つくし教室という教育支援センターを活用した施設もございます。その中でもまたさらに、通室することが難しい子については、タブレット端末を活用して、メタバースという仮想空間に通室していただく取組も実施しております。

また、既存の学校教育になじめない児童生徒については、どのように学校として受け入れていくかということを中心に検討して、なじめない要因の解消に努める必要があると捉えております。そういった意味でも、学校の中の施設など、今申し上げたような多様な教育機会の確保に今後も努めてまいりたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

続けて、児童虐待の件なのですが、この表、冒頭のほうに児童虐待の事業が載っています。主な実績が書かれていますが、その上で、このままの体制で十分とお考えなのでしょうか。特に、児童虐待についてコメントいただけるとありがたいです。あと冒頭で、区長がおっしゃっていたトー横の件なのですが、やはりおっしゃっていたとおり、新宿区内だけの問題ではなく、本当に全国区の問題で、大阪や横浜など拠点になっているような場所と、全国的にその問題に取り組むような何か仕組みができないものなのかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 児童相談・支援担当副参事です。

まず、児童虐待に関して、実績に対して対応できる体制はいかがなのかというご質問です。児童虐待の実績に関しては、5番「子どもと家庭の総合相談（虐待の通報窓口）」ですが、令和5年度の主な実績として1,471件と挙げさせていただきました。令和3年度が1,220件、令和4年度が1,296件でございましたので、年々増加しています。

児童虐待に関しては、ご連絡、ご相談いただいた場合、区内に5所ある子ども家庭支援センターの職員がお子さんの安全確認等を行いながら、ご家庭の困り事等も伺って対応を行っているところです。また、もし重篤な虐待ということでしたら、児童相談所とも連携しながら、一時保護の機能等を児童相談所に發揮していただいて対応しているところです。

体制といたしまして、現在、5つの子ども家庭支援センターの中に、相談員を全体で約30人ほど配置しています。児童相談所との連携に関しては、令和5年7月に児童相談所の建物の中に子ども総合センター分室として職員を5名配置し、区の職員が児童相談所の中で連携・調整を行っています。そういった形で、寄り添い型の支援サービスを使った支援など区

でできること、それから東京都でなければできない一時保護等の法的対応といったところをうまくつないで、1つに活用すべきなのかという検討を行っているところです。

また、歌舞伎町のト一横対応についてです。ト一横に集まってくるお子さんですが、もちろん、新宿のお子さんも多少はいらっしゃいますし、近県のお子さんもいらっしゃいます。ただ、遠方からいらっしゃる子どもたちも多いというところは承知しています。こちらは主に警察経由で補導されて一時保護となりますと、東京都の児童相談センターが主に対応して、お子さんの居住地の児童相談所へ送り届けるというようなことを、日々繰り返していらっしゃるということを伺っております。

こちら、全国の問題ということは東京都も重々承知されていますし、区としてもひとつの自治体だけで解決できる問題ではないと考えています。ただ、東京都から伺ったところでは、全国の児童相談所長の会合等では、地元の問題ということをなかなか認識していただけないということもあるそうですので、区長から冒頭お話があったように、地元のまちにきちんと子どもたちの居場所があれば家出をする必要はないといったことを根気強く地元にお伝えしながら、新宿区や東京都がそれぞれでできることを行っていくなど、地道に対応していきたいと思っております。

全国の問題なので、広域連携をというようなお話もございますが、児童相談所どうしはもちろん情報も共有してしまして、連携も図っているところです。

また、それぞれの子どもの居場所となっている支援団体についても連携も図っているように伺っております。いろいろな場所に子どもたちが出入りをして、移動していくわけですが、新宿で犯罪に巻き込まれるといったような目に遭わないように、何かできることというところで区として対応していきたいと考えています。

○吉住会長 よろしいですか。

そのほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 47番「まなびの教室（特別支援教室）」について質問させてください。

以前、利用年数が1年または2年ぐらいで一旦打ち切られるというお話を利用者の方から聞きまして、その方が大変困っていらっしゃいます。低学年のときに、次に待っている方がたくさんいるからという理由で一旦終わらせてしまって、高学年になって適切な指導の継続がなかったということで、不登校になったり、学習が困難になったりしているお子さんが相談にいられているということがありまして、今は、小中それぞれ利用年数の制限を設けてい

るのかということをお聞きしたいと思います。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 教育指導課長です。

利用の制限というものはなくて、しっかり1年単位で、どういう実態でどういう支援が必要なのかということをお計画的に行って、1年ごとにさらに更新をしていくという形になりますので、特に学年によって制限といったようなことはございません。

○委員 では、利用者が利用したいという申出があれば、必ず継続されるという認識でよろしいでしょうか。

○事務局 学校運営課長です。今日は教育支援課長が不在のため、代わってお答えさせていただきます。

以前はそういった形で、年度ごとで確認して、必要だったら継続して複数年お使いいただくことができたのですが、東京都が運用の制度変更をしたことがありまして、原則は1年で、また必要に応じて延長で、基本は2年という、そういった制度の運用に変わったと聞いております。ただ、個別の事情についてどう対応しているかというところは、それぞれの学校での個別の対応になろうかと認識しております。

○委員 新宿区としては、都のその決まりに従うという形になっていますか。

○事務局 学校運営課長です。

まなびの教室ですが、今の区立学校では巡回指導ということで、拠点校から先生が複数の学校を受け持って指導する体制を取っています。教員の配置は東京都の教育委員会での判断になりますので、新宿区の区立学校におけるまなびの教室の利用児童の考え方についても、やはり教員の配置定数との関係があります。ですので、そこは東京都の考え方にのっとるところが基本になります。

○委員 発達障害はなくなるのではないのは皆様お分かりだと思っておりますが、特性としてずっと本人の中で持っていて、困っています。そして、お子さん自体が困っているのに、子どもに障害があると認めない保護者さんもいるので、たとえ子ども自身が利用したいと申し出たとしても、保護者が利用しないとなったら退園させてしまうのですよね。そうするとやはり子ども自身が困ります。子どもの政策と言っているならば、子ども自身が困っていれば、継続した障害に対する支援というのはすごく必要だと思います。

中学校でもまなびの教室ができて、とてもよかったと思うのですが、都の考え方に従って途切れさせるというのはもったいないとも思います。確かに先生の配置はとても大変だと思

います。やはり、配慮の必要な子どもに対する指導ができる先生の質というものが、学校によっても違いますし、先生のお考えによっても違うというのがすごく身にしみているところではございます。

ただ、途切れさせたら全く意味がないということも非常に感じる場所であって、都立の高校でも情緒支援学級ができたと思うのですが、そうしたら、小中高とせっかくうまくつなげていけるところを、なぜ一々退園させるのか疑問に思います。ぜひ子どものために、障害に対する適切な継続を受ける指導をしていただきたいという思いがあります。よろしく願いいたします。

○吉住会長 ご意見ありがとうございました。

そのほか、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 今回この事業一覧を見せていただきまして、子どもの安全という面で少し気になった点をお話しさせていただきます。

最近、インバウンド化で駅周辺、特に新宿駅周辺に外国人観光客が多く見受けられるのですが、恐らく個人の観光客がとても多い中、子どもたちがよく遊ぶ公園やマンションの敷地内などに無断で立ち入って、そこで話していることがあり、子どもたちが怖さを感じる、いつもの公園に知らない外国人たちが長く居座っていて遊ぶことができなかったという話を聞くことがあります。恐らく外国人観光客にとっては、休んでいた、雨宿りしていたという程度だとは思いますが、まだ大きなトラブルの報告などはないのですが、外国人観光客に対する子どもたちへの対応や配慮、モラルを向上させるような施策が取れば良いと思いました。

○吉住会長 そうですね、インバウンド対策の中でやはり、特に新宿の場合、全国の自治体の中でも民泊の開設件数がトップクラスになっていまして、今は2,400件ぐらいかと思うのですが、日々廃止にするところと新規の申込みとがあるので、数字は変わっていきます。また、民泊ではないのですが、法改正により一軒家でも旅館になれるようになってしまったので、正確な数字というのはここでは申し上げられませんが、今、地域でいろいろお話を伺っている中で、部屋の中でたばこを吸ってはいけないことがルールづけされているので、外に出て吸ってしまい、吸い殻をポイ捨てるという案件があります。それから、今ご指摘いただいたのは昼間のことであり、夜のことでございますが、深夜に至って建物の中で飲んで騒いでいると通報が来るので、逆に外に出てしまっちゃべっているという案件もあります。

やはり私有地に入ってはいけないということは、これは恐らく万国共通のルールだと思います。

ますので、どうしても旅に出た先ですと、少し開放的な気分でそういった行為に及ぶ方もいらっしゃると思いますので、そこについては何らかの形で、新宿のほうで声かけできるところという、民泊の施設に関しては設置者、開設者に対して注意事項を記載したものを部屋の中へ置いておいてくださいと言うことができようかと思えます。

昼間、公園で少し休憩する、次どこに行こうかとマップ開いて見るなど、外国人観光客がいろんなことをしている場面があると思うのです。それがなかなかどうしても慣れていないところもあるかと思えますので、何か不審な点、恐怖を感じるような点があれば、本当にすぐ通報していただいて、それ以外のところで何か気になる場所があれば、公園などの公有地の場合は、長時間椅子は占有しないでくださいといった、基本的な、誰でも守らなくてはいけないようなルールについては記載することができると思いますので、私どもとしてできる場所という、そういうことではないかと思っております。

ただ、予想外のいろんな出来事、振る舞いというのは今後も起きてくると思えますし、感覚が麻痺してくると、だんだん行動がエスカレートしていきます。そうならないように、何か気になることが繰り返されているようでしたら、それが観光客のトレンドになっている可能性もありますので、それをなるべくエスカレートする前に止めていくというのが必要になると思えます。今後もそういったような声がありましたら、区のほうにお声がけいただければありがたいと思えます。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 そのほか、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この項目につきましての質疑は終わらせていただきます。

続きまして、報告事項の（２）新宿区子ども未来基金の状況について、事務局から説明をいたします。

○事務局 子ども家庭課長です。資料４を用いまして、子ども未来基金の状況についてご報告申し上げます。

区内の様々な地域の団体の皆様が、新宿区の子どもの健全な育ちを支援するために、新宿区子ども未来基金を使っております。昨年度も多くの方々からご寄附を頂戴し、43件、700万円を超えるご寄附を頂戴し、基金の残高としては3億2,000万円を超えているところです。

どんなところに使っているのかという、新宿区に居住する子どもや子育て家庭を対象とした、学びや体験の機会、共食、ひとり親対策といった活動について、地域の方々からご提案をいただきまして、選定の結果、令和5年度は13活動、350万円余の助成をさせていただ

きました。

今年度も、まだ5月末時点での実績ではありますが、12活動、580万円余の助成を決定しているところです。お知り合いの方々などで、そういった活動をされているところがあれば、一度ご相談いただければと存じます。

そのほかに、地域活動支援と申しまして、これから新たにそういった子育て支援活動を始めよう、あるいは既存の事業をもう少し膨らましていこうという団体等にコンサルティングを受ける機会も設けてございまして、こちらも昨年度、2団体2個人からの申出を頂戴したところ、本年度は5団体1個人からのお申出を既にいただいて、コンサルティングを行っているところです。

また、令和6年度から高校生を対象にした事業を2つ始めています。

一つは、新宿区民の高校生が全国大会などに出場する場合の宿泊費や交通費の一部を助成する制度です。

また、もう一つは、高校3年生に基本的に限られるのですが、生活困窮世帯の高校生が将来の進路や職業選択を見据えたチャレンジができるように、英検や漢検等の検定試験、資格試験、専門学校受験料の助成を始めています。

裏面には今申し上げました団体に対する交付の実績について、参考まで、令和5年度実績と令和6年度の途中までを一覧化しています。新しくご応募いただいているところもございますので、ご喧伝のほどをよろしくお願いいたします。

○吉住会長 ただいまの説明につきまして、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて報告事項（3）適切な保育基盤整備の推進について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 保育課長です。

資料5-1と5-2を用いまして、保育基盤整備の推進についてご説明をさせていただきます。

保育基盤整備につきましては、子ども・子育て支援事業計画の第3章におきまして、教育・保育の量の見込みと確保方策を計画するということになっておりまして、これからご説明する事項としましては、子ども・子育て支援事業計画（第二期）の結果のご報告といった形になろうかと思えます。

まず、資料5-1ですが、令和6年度の認可保育園・認定こども園等の入園児童数調べの

資料です。左から各保育施設の名称、それぞれの歳児ごとの定員数と在籍児童数、入所率、一番右が歳児ごとの待機児童数となっています。

一番下にページ数を振っていますが、4分の1ページの上の表としましては、区立保育園・区立子ども園の状況を示した表となっています。表の一番下が区立保育園・区立認定子ども園の全体の状況を掲載しています。

それから、4分の3ページの上までが、私立の認可保育園・認定子ども園の状況で、表の一番下に私立の全体の状況を掲載しています。

それから、4分の3ページの下が保育ルーム、最終4分の4ページが、上から家庭的保育者、事業所内保育所、居宅訪問型保育事業の状況を掲載しています。

居宅訪問型保育の表の下に、今申し上げた、全ての事業を通じた全体の概況を掲載しています。右側のほうをご覧くださいませとおり、皆様のご協力をいただいた結果として、待機児童数は令和3年度から4年連続ゼロとなっています。

それから、資料5-2をご覧くださいませでしょうか。こちらのほうが令和5年度の保育施設の整備の状況を掲載した表になっています。上の2つが、西新宿地域と四谷四丁目地域に大規模再開発としてかなりの戸数のファミリー住戸が設置されることに伴いまして、保育施設が必要になるということで、その施設の中に保育所を整備するものです。

上から3番目が認証保育所を認可化するというものでございまして、こちらにも地域の中に大規模な再開発が予定されているというところと、それから認証保育所から認可保育所への質の向上というところを目指して、認可化の移行をするというものです。

それから、4番目が保育ルームの事業終了で、こちらのほうは定員減といったところです。全体としまして、令和7年4月には、増減はありますが、101名の定員増を図っていきます。

それから、真ん中の表が定期利用保育の推進です。定期利用保育は、パートタイム勤務など短時間就労等のお子さんを複数月継続して保育する制度であり、空き保育室型が18名程度、それから専用室型が45名程度の定員を確保しているところです。

一番下のグラフが保育施設定員の推移です。令和6年から7年につきまして、先ほど申し上げた101名の定員増を図っていく予定となっています。

○吉住会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があればお伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員 私は一昨年度まで子ども・子育て会議の委員をさせていただいていたのですが、そのときに保育の量から質へということで議論が進んでいたかと思います。

今、翻ってこちらの資料を拝見しますと、結構、入所率が割と低い園が散見されると思うのです。近年開園しましたフロンティアキッズ夏目坂やルーチェ保育園西新宿などが40%というのは仕方ないと思うのですが、きゃんばす東新宿保育園なども開園して大分たっているのにまだ52%となっています。ほかにも、にじいろ保育園四ツ谷が33.3%など、入所率が低い数値のところがあるのが少し気になります。一方で、新設園が西新宿や四谷四丁目とにできるということなのですが、西新宿はルーチェ保育園西新宿が近年開園されていますし、にじいろ保育園四ツ谷がすごく入所率が低いにもかかわらず、四谷にもまた新しく保育園が造られるという、その辺りの妥当性について、子ども・子育て会議のほうで議論があったかもしれませんが、もう少しご説明いただきたいというのが1点目の質問になります。

電動の子乗せ自転車などを使っていると、少しぐらい遠い園でも通えたりするところもあると思いますので、そのあたりも含めて、今ある園で対応できないのかというのが率直な印象ですので、お伺いするものです。

それから2点目ですが、私はまちづくりなどの研究をしているのですが、その中で最近、郊外の自治体では送迎保育ステーションのようなものを設置しているところもあるようでして、新宿区は都心ですのであまり必要ないのかもしれないですが、新宿区でもそういったことを今後検討されているのかお聞きしたいのが2点目です。

最後に、下落合そらいろ保育園の入所率が103.8%となっていますが、これはどういうことなのかということと、もう一つは令和6年度の新設園の2番目が、園名が四谷四丁目となっています。これが正式名称なのか、園名としてどうなのかという点についてもお聞きしたいです。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 保育課長です。

まず、1点目の保育基盤の進め方についてのご質問ですが、そういった大規模な再開発が予定される場合に、ファミリー世帯の住戸数を確認いたします。この間、区内でも複数の大規模再開発がございましたので、それぞれ、大体何歳児の方がどのぐらいの割合で入ってこられるのかということを保育基盤整備の検討材料としています。

その中で、そういった何歳児が何名ほど入りそうかという数字を持って、新たに生じるニーズを近隣の保育施設で賄い切れるのかどうかというのを毎回検討しているところです。

その中で、今回申し上げた大規模開発に伴う新設などについては、このぐらいの保育園が必要だろうということで設置をしているところです。

委員からお話がありましたとおり、新規の園というのはなかなか、特に高年齢児のところが埋まらないような状況がございますので、複数年かけて入所率が向上していくといった傾向がこれまでもございます。

ただ一方で、令和2年に、東京都においてこれまで転入超過の状況であったところが転出超過に変わったとの報道がございました。そういった都内全体の子どもとの状況と、区内でもこのところ落ち込みが出ている出生数も気にしております。

そんな状況も確認しながら、今後も適切な保育基盤整備を進めてまいりたいと考えているところです。

それから、質問の2点目の保育の送迎ステーションについてです。こちらは、今、ご覧いただいているとおり、区内でも一定の保育基盤整備が進んでおりますので、今この時点で送迎ステーションの設置を検討はしてございません。

それから、3点目の質問が下落合そらいろ保育園の状況です。こちらのほうが入所率103%となっています。こちらは面積や保育士の数に一定の余裕があれば、弾力的な受入れも可としており、そのような弾力運用の中で、このようなパーセンテージになっています。

ちなみに、この下落合そらいろ保育園は西武線の踏切で分断されているところの聖母病院側にあるところで、そういった交通状況から、この園をお選びになっている方も少なからずおられるのではないかと考えています。

最後に、四谷四丁目という園名の記載ですが、こちらはつい先日、事業者が決定しまして、ニチイキッズ四ツ谷保育園という仮称で予定しているところです。資料への名称掲載が間に合わなかったため、このような記載となっております。

○委員 ありがとうございます。

新宿区というわけではなくて、全国的にいろいろ不適切な保育ということがニュースに取り上げられたりしていて、やはり保育園に子どもを預けている身としては、少し心配です。現在の既存園の入所率の低さをもってしても、大規模園の新設が必要であるというご判断であればよいのですが、園の数を増やすのではなく同じ園で先生の数を増やしてあげるということも一案なのではないかと感じた次第です。

ありがとうございました。

○吉住会長 ご意見ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 12月近くになると学校運営課からお電話をいただきます。内容としては、幼稚園の応募者数が学級編制を行うことのできる基準を満たさず、幼稚園のその学年が存続できるかできないかということで、毎年、地域で入園希望のご家庭がいないかお願いのお電話をいただきます。今、お話を聞いていて、新宿区は幼稚園とこども園のどちらを推奨しているのでしょうか。

○吉住会長 これは、国としてこういう施設を持ちなさいということが全国で決まっていますので、どこかを優先するというのではなくて、それぞれの機能を住民のニーズに基づいて整えていくということになってまいります。

先ほど保育園の空きの話も出たのですが、今、区ではまだ取り組んでいませんが、近隣の区ではモデル事業として始めているこども誰でも通園制度が始まると、今度は保育園などの空き定員等を活用して、新たに希望者があった場合には、在宅のご家庭のお子さんを全ての区市町村で何らかの形で受け入れていかななくてはならないという方針が国として決まりました。

国の制度として、幼稚園やこども園、保育園といったいくつもの施設がもとより並立している状態になりますので、それぞれに対してニーズに応じて準備をしていくことになります。

学校運営課からお電話をかけさせていただいているのは、恐らく幼稚園のPTAの方々からの切実なる園の存続を求めて協力要請があって、それを受けて学校運営課から青少年育成委員会をはじめ、地域の様々な団体、子育てに関わっていらっしゃる団体に、区立幼稚園の園児募集の周知についてのお願いをさせていただいているという状況ではないかと認識しております。

○委員 ということは、1人がいるかいないかで、その学年がなくなるということもあるのですか。そういう場合でも、例えばそういうものを考慮しながら、その学年をうまく存続させるということとはできないのでしょうか。

○吉住会長 これは子どもの数によってくると思います。当然、社会経験を持ってもらうということも教育的効果として検討され、考えられていますので、そうするとあまりにも人数が少なくなってしまった場合には、その教育目的を果たせなくなってしまうという背景もあつたりします。とはいえ、全体的な人口減少というのも数十年にわたって続いてきていますので、昔はもう十数名いなければ学級の編制ができなかったものが、見直しを図りながら、今の8人まで基準を下げたということがあります。

あと、教員の確保も大変難しくなってきたという状況もありまして、学校の先生は東京都の職員なのですが園の先生は区で採用しており、その点についても、保護者の皆様と児童からご納得いただける質を担保して教員をそろえていくという、量と質両方の要望がやはりどうしても保護者の方、利用者の方からはいただきますので、非常に難しいバランスの中で基準づくりを行っているという状況です。

○委員 ぜひ、区長トークのときはその点を説明していただければありがたいです。

○吉住会長 はい、かしこまりました。

○委員 今委員からご発言がありましたが、私も同じ考えなのでよろしく願いますということをお伝えいたします。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 先ほどの保育園の問題なのですが、やはり保育園は低年齢のお子様もいらっしやって、きめ細かく見るのが必要だと思っています。もしかしたら実際は違うかもしれないのですが、新宿区の保育園というのは、マンションの一室に構えていて園庭がない、外に出られないという環境のところもあるかと思います。また、園庭をお持ちのところもあり、それぞれだと思えます。そうした中で、保護者の方がどのような環境で、どのような条件でお預けするということは、それぞれのお考えでとてもいいと思うのです。

ただ近年、幼稚園も預かりを長く行っており、そういった情報を皆様にお届けしていただけたらいいと思うと同時に、幼稚園は通常保育の時間までが保育料としてかかっている、預かり保育の時間の負担は園によって様々ですので、その辺りも保護者の方に、より保育園と変わらぬようにお預かりいただけるように補助をいただけるとありがたいと思っています。

それから、新宿区が東京都の取組を取り入れてくれた多様な他者との関わりの機会の創出事業というものがあるのですが、これは利用者のご希望が非常に多いです。しかし、事業としてあまり認知されていません。せっかく国が子育て支援として用意している一つの政策ですので、ぜひ皆様に知っていただきたく、区としても、幼稚園がきちんとルールにのっとって預かりをしているということを示していただけると、保護者の方もより利用しやすいのかなと思いますので、よろしく願います。

○吉住会長 ありがとうございます。

今、3人の方から幼稚園に関することをお話しいただきました。しっかりと受け止めさせていただきます。

そのほか、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 先ほど、西新宿の開発のお話がありました。保育園の入所率が少ないのもありますが、これから先、小学校の児童が増えると思います。今、西新宿小学校では増築工事を行うことになっているのですが、当初3クラスあったのが、また2クラスになったりと、そんなに増えない状況で、今の校舎で賄っていたように思います。

増築工事が必要なのかということ疑問に思っている保護者の方もたくさんいまして、もう予算がついている状態なので、そこは変えられないということなのですが、無駄なことになっていないかということをお聞きしたいです。

○吉住会長 国のほうで全ての学年を35人学級にするということになりましたので、36人だったら18人のクラスを2つつくらはなくてはならず、2つの教室に分けなくてはならないということが、区には義務として課せられています。

今後さらに、西新宿小学校の近くに3,200世帯のマンションができる予定になっていて、それを見据えた場合に、今回増築するものでもぎりぎりの教室数になるということが予測されています。

ただ、このぐらいの規模のファミリー世帯のマンションができると、どのぐらい子どもが学校に通うだろうかという推計をして準備をしてきているのですが、一方で私立小学校への入学のハードルも下がってきていまして、私立に通う家庭に対する支援も手厚くなってきました。そういったことによって、現在、新宿区内のお子さんたちの場合、区立学校以外の学校へ通学する割合が、小学校だと2割近く、中学校になると約5割になります。これが隣の港区になると6割になったりなど、区によって状況は違うのですが、いわゆる子どもが減ってきて、私立の学校が存続をかけて入学しやすくなっていくということになると、ご指摘のとおり、子どもがさらに減っていくことが予想されていくということも生じてまいります。

一方で、学校を経営するに当たって、私立の場合は自主財源になってきますので、そうしますと一定の人数が集まらないと学校としての存続ができないので小学部を廃止しますとか、そういったような動きも今後出てくるだろうと思います。

そういうちょっと読みづらい状況の中ではあるのですが、子どもさんが実際に生まれたときに、校舎がなくて学校に通えないという状況にはできないという判断の中で今回ご提案させていただきまして、本来でしたら元の淀橋第二中学校の跡を建て替えてできればいいのですが、あそこは既にいろんな組織が入ってしまっているので、今壊すことができないという

ような状況になっております。PTAの皆様や児童にはもっといい方法ないのかと思われてしまうような状態になっているのですが、今できることとしては、こうした方法であるという状況でございます。

○委員 ありがとうございます。

○吉住会長 それでは、次第の5番、意見・情報交換です。

各団体、組織のほうで何か全体に周知すべき情報がございましたら、この時間をいただきましてお願い申し上げたいと思います。

何か次世代育成等に関わることでございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 今、放課後子どもひろばの運営委員会が開かれて、大体年に2回開かれていると思います。昨年度までは新宿区学童保育連絡協議会から代表者を出させていただいて出席していたのですが、本年度からその枠をいただけないということで、運営委員会のほうには参加していません。ただ、放課後子どもひろばにはプラスという学童保育の機能をつけたものがありまして、3年生までは学童に希望すれば全員入れるという形になっているのですが、4年生以上は希望しても定員をオーバーしている施設ですと入れませんので、学童に入らせたくても入れない子たちは、放課後子どもひろばプラスというほうに流れていく形に今なっています。

ということで、放課後子どもひろば運営委員会にもう一度連協の枠を復活させていただきたいと思っているのですが、なぜ新宿区学童保育連絡協議会の枠を廃止したのか、まず理由を聞きたいのと、復活する予定はあるのかもお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 子ども家庭支援課長です。

今、学童クラブは全部で30か所ございます。その内、新宿区学童保育連絡協議会に入っていらっしゃる学童クラブは3か所と伺っております。ですので、様々な学校に所属なさっている保護者の方のご意見をお伺いするために、昨年度から、新宿区学童保育連絡協議会の枠ではなくて、小学校の保護者の代表の方でぜひ参加なさりたいという方を募りまして、その方に小学校の代表として来ていただいております。そういった形で、全ての学校を持ち回りで回らせていただきたいと考えております。

組織率が、今3か所ということになっておりますので、毎年同じ方のご参加をいただいていたというのが実情でございまして、そうしますとほかの学校の保護者の方のご意見を聞け

ないということが生じておりましたので、このような形を取らせていただきました。

○委員 ありがとうございます。

今お答えいただいたのですが、もちろん地域の方の意見も大切だと思いますので、その枠を増やすということは、全然私どもは問題視しておりませんで、プラスして枠を増やしていただければ結構なだけです。今、新宿区学童保育連絡協議会には3学童しか加盟はありませんが、毎年、全学童クラブの保護者にアンケートを実施していきまして、全保護者から意見を吸い上げるというのはなかなか難しいのですが、ある程度の意見は吸い上げられているので、3館だけだからというのは違うと考えています。

何か問題があると、加盟館以外のところからも私どもに意見が上がってくる場合もありますので、ぜひ放課後子どもひろばの運営委員会の枠を増やすという形で新宿区学童保育連絡協議会の参加も認めていただければと思っております。ご検討をよろしくお願いいたします。

○吉住会長 ご意見ありがとうございました。

そのほか、この場で情報交換等についてご発言ございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら、最後に、本日、学識経験者の先生方にご出席いただいておりますので、まず石井先生からご発言をお願いいたします。

○石井委員 こんにちは。大妻女子大学の石井と申します。

皆様のご意見を伺っていて、それは前々から言われていたことですが、量から質への転換ということが真っ先に頭に浮かびました。

4つの視点の一つに、「サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点」というものがありますので、何らかの質の向上・維持を検討していかなければならない時期に来ているということは、よくよく皆様もご認識があるのではないかと思います。

それを考えたときに、この計画はどうしているかという、特に保育などは量の見込みと確保方策を出すという発想です。ということは、ある程度、人口動態推計から量を見込んで、アンケートでニーズ調査をして量の見込みを出して、それを確保するにはどうしたらいいかというところで検討していくのですが、質といったときに、それだけでははかれないものが出てくるので、人の専門性だったりとか、評価の軸であったりとか、あと研修の有無であったりということがそこに関係してくるかと思うのです。

それ踏まえて改めて進捗状況一覧を見たときに、実績と目標に質の問題が隠れていると思うのですが、実際何をもちまして実績を評価して令和6年度の目標につなげているのかということが分かりにくい評価指標になっているのではないかと感じました。前もそういうことでご

指摘させていただいたことがあったのですが、何かあまり代わり映えしないというのが実感です。

ですので、先ほどの保育所の入所率については、確かに1歳から5歳ぐらいまではまだ入所率が高い状況ではありますが、0歳だけを見ても園によって入所率にばらつきがあります。0歳の枠が埋まっていないから、逆に途中の入所が可能になっているということもあるでしょうが、そのまま0歳の枠を残していいかどうかの問題はそこからは分からないし、幼稚園への入園の数字が併記されていないので、入所率をどう見たらいいかということが分からないわけです。

ですから、資料3の進捗状況一覧が実は何を意味しているのかというのは、ぜひ事務方には発信していただきたいし、比較できるような数値も出していただいたほうがいいのではないかと。この評価軸でどう質をはかって、どう質を向上させていくかというところが、満足度との関係につながってくるのではないかと感じました。

以上です。

○吉住会長 石井先生、ありがとうございました。

続いて、太田先生、お願いできますでしょうか。

○太田委員 日本大学の太田と申します。

これまでの活発なご意見を伺いまして、いかに皆様が地域の中で子どもたちのために活動してくださっているかということがよく分かりました。ありがとうございました。

今回のこの計画策定に関して、「こども基本法」や「こども大綱」を踏まえて、特に子どもの権利条約の中でも「子どもの意見表明権」を尊重して、子どもの意見を聞こうということで、今回ウェブアンケートが実施されます。これは今までにない新たな試みであり、ウェブアンケートで多くの子どもたちの意見が聞かれるのではないかと期待しております。

今まで新宿区は「子育てしやすいまち」と言われてきましたが、それに加えて、今回からは区民としての子どもの声を尊重するという姿勢で進んでいかれるのではないかと改めて感じています。

また、学童保育の人材不足のことが挙がりましたが、これは新宿区に限ったことではなく、募集しても保育や教育など専門職の方たちの応募が少ないという現状があります。やはり各自治体において、子どもに関わる専門職（潜在的に地域におられる保育士や教師など）を地域の中で掘り起こして育成していくということもこれからの課題ではないかと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、福富先生よりお願いいたします。

○福富副会長 活発なご意見、非常に参考になりました。

その中で、今回の項目設定の中で、あえて自己肯定感という、極めて主観的な項目を設定するということになったわけですが、これをどう生かしていくのかということは、これからの問題だろうと思います。このことにつきまして、かなり細かな分析の視点を設定していかなければいけないということで、部会等々でも議論していきたいと思っております。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

○事務局 本日はありがとうございます。簡潔に申し上げます。

本日ご了承いただきました計画の骨子を踏まえて、事務局で計画の素案を作成してまいります。

次の協議会は、9月6日の金曜日の午前中を予定しています。また、部会員も兼ねていただいている皆様には、8月26日の午前中にもご参集いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○吉住会長 それでは、以上で本日予定しておりました議事は終了いたしました。大変お忙しい中、会議に参加していただきまして、皆様、本当にありがとうございます。

これをもちまして令和6年度第1回新宿区次世代育成協議会を終了いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

午前11時36分閉会